

県互助組合の福祉事業を利用してください!

互助組合
(082)228-1386

組合員本人や配偶者が出産されたときは「育児サポート事業」

組合員又は組合員の配偶者が出産したときに、月刊育児誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間（12冊）と冊子「お医者さんにかかるまで」1冊を初回に配付します。

※配偶者が被扶養者でない場合も該当します。

病気休暇、療養又は休職をとられたときは「長期療養者見舞金」

傷病のため3か月以上病気休暇、療養又は休職を取得した場合に1万円を支給します。

※病気休職等期間中1回の支給で、1会計年度1回を限度として支給します。

被扶養配偶者が人間ドックを受診されたときは「被扶養配偶者人間ドック助成」

当該年度に次の年齢に達する被扶養配偶者に、健診費用（オプション検査等は除く。）のうち3万円を限度として助成しています。（受診にかかる基本料金が3万円を超える人間ドックが対象です。）

該当年齢：40, 45, 50, 55, 60（歳）

※各事業の手続書類（育児サポート事業申請書、長期療養者見舞金請求書、被扶養配偶者ドック助成金請求書）は、県互助組合ホームページの「様式ダウンロード集」からダウンロードできます。

一般財団法人広島県教育職員互助組合ホームページ <http://www.gojo.or.jp>

貸付

互助組合
(082)228-1386

貸付利率は、1.26%

貸付種類	貸付限度額	申込方法	添付書類
一般資金	200万円	申込書3枚 互助組合ホームページ 〔様式ダウンロード集〕 片面印刷してください。	不要
特別資金	100万円		結婚、入学・修学、医療、 葬祭、海外研修、海外赴 任に関する書類等

※上記の他に、「住宅災害資金」、「訴訟資金」が無利息で御利用できます。

❁ 申込締切日（必着）は、月2回あります！

毎月1日（同月19日送金）、毎月10日（同月28日送金）

❁ 償還は元利均等返済！毎月同じ金額が給与控除となります。

注意 申込は、貸付種類ごとにそれぞれ1口に限りませんが、償還済回数が24回から借替ができます。その場合、新たな貸付金の額から、未償還元金を差し引いた額が送金となります。